議案第1号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部改正について

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則について、別紙の とおり議決を求めます。

令和元年11月20日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

◇鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

教育職員免許法の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人が免許状を授与されないとする規定が削除されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 免許状の授与申請時に提出する宣誓書の様式中、成年被後見人及び被保佐人に係る項を削除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和元年12月14日とする。

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則(昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
様式第2号(第2条-第4条、第8条関係) 宣誓書	様式第2号(第2条-第4条、第8条関係) 宣誓書
私は、次の各号のいずれにも該当しないことを 誓います。	私は、次の各号のいずれにも該当しないことを 誓います。
 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 略 略 略 略 	1 成年被後見人又は被保佐人 2 禁錮以上の刑に処せられた者 3 略 4 略 5 略
年 月 日 氏 名印 鳥取県教育委員会 様	年 月 日 氏 名印 鳥取県教育委員会 様
備考略	備考略

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。